

横芝光町農業委員会 5月第2回定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月7日(金) 午後4時～午後4時50分

2. 開催場所 横芝光町役場 第4会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長 4番 萩原 智夫

会長職務代理者

委 員

1番 宇井 久 3番 土屋 正明

5番 大川戸 直美 6番 佐久間 正好

7番 佐久間 幸子 8番 長峯 高明

9番 越川 雅彦 10番 行木 栄一

11番 小野 秀明 12番 平山 雅英

4. 欠席委員 2番 鈴木 忠夫

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古作 健二

主幹兼農政班長 林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第5 議案第4号

横芝光町農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年5月(第2回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日は、2番鈴木忠夫委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 宇井久委員、8番 長峯高明委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。

令和3年5月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、2件です。

いずれも経営規模拡大のための売買による所有権移転の申請です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①と②の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、鳥喰上字古御堂の田2筆、計306㎡です。客土を行い畑として利用する予定です。

2件目の申請地は、屋形字谷津川の畑、2,369㎡です。

申請のありました2件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9番 9番越川です。この件は、経営拡大を目指す譲受人が農業経営をしていない譲渡人から、売買で農地を取得しようとするものです。なお、譲受人は酪農経営で、申請地に客土をして畑にし、アイスクリームの原料にする果樹や野菜を、また、えさのデントコーンの作付けを予定しています。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番 11番小野です。この件は、経営拡大を目指す譲受人が、高齢のため耕作が困難な譲渡人から、売買により農地を取得するものです。なお、譲受人は植木

屋さんで、申請地では植木を植付けるとのことです。よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年5月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目と2件目につきましては、譲受人を同じくする同一事業で、申請1件目の土地は、宮川字本田、畑、1, 255㎡です。申請2件目の土地は、宮川字本田、畑3筆、計1, 438㎡です。1件目と2件目を合わせた事業区域は、2, 693㎡となっています。建売分譲住宅7棟を目的に売買により所有権移転するものです。

申請地①、②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JAちばみどり光支店から北へ約300mの位置にあります。

第1種農地と判断できますが、建売分譲住宅の場合は例外として許可が見込まれます。

町への宅地開発事前協議申出書が提出済で、大和根土地改良区とも地区除外の協議が整い、排水路の使用についても許可を得ています。

申請地には、山砂で埋め立てを行い、ブロック土留めを施工し、土砂・雨水の流出を防止する計画で、隣接農地所有者へは説明済で同意を得ています。

工事期間は、令和3年7月1日から令和4年12月30日までを予定しています。

土地代金、整地費及び建設費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請3件目の土地は、栗山字四海目の畑1, 011㎡のうち342. 95㎡です。

譲受人は成田国際空港の移転対象となっており、町内転居するため専用住宅1棟を目的に売買により所有権移転するものです。

また、譲渡人が株式会社となっていますが、過去に太陽光発電施設を目的に転用許可を受けていましたが、施設の設置が行われずにいたものです。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝敬愛高等学校から南西へ約500mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあり、第3種農地に分類され、原則として許可が見込まれます。

住宅建築面積は84. 19㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

整地がされているため、埋め立ては行わない計画で、隣接農地の所有者へは説明済みで同意を得ています。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、雑排水の放流についても両総土地改良区の同意を得ています。

また、申請地と排水路の間に町道があり、町へ道路占用許可申請をしており、許可が得られる見込みです。

工事期間は、令和3年7月1日から令和4年2月28日までを予定しています。

土地代金及び建設費は移転補償費により賄う予定ですが、成田国際空港株式会社からの移転補償費の提示書により資金調達が可能であることを確認しています。

続きまして、申請4件目ですが、譲渡人、譲受人、申請の土地ともに3件目と同じです。1, 011㎡のうち3件目の専用住宅分を除いた668. 05㎡を、譲受人が役員を務める建設会社に資材置場兼駐車場として貸し出ことを目的としています。

砕石などの資材置場のほか大型重機2台、大型ダンプ2台、普通乗用車4台の駐車場を計画しています。

また、雨水は敷地内浸透としています。

工事期間は、令和3年7月1日から令和4年2月28日までを予定しています。
土地代金は3件目と同様に成田国際空港株式会社からの移転補償費により
賄う予定ですが、補償費の提示書により資金調達が可能であることを確認して
います。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目と2件目の案件につきましては、同一事業でありますので、一括して担
当委員の説明を求めます。

6 番

6番 佐久間です。今日現場を見てきました。現場にNTTの人がいて話を聞
くと電柱を立てると。まだ許可も出ていないのに変だなと思い譲受人に確認に
行くとわかる人がいなかった。畑には今は何もやっていません。以上です。

議 長

説明が終わりましたので、1件目と2件目の案件について、一括して質疑を許
します。

事務局

事務局から、今の電柱の件について説明します。NTTの電柱については、
第1種通信事業で転用許可不用とされています。ただし、開発に伴うものなの
で本来は許可後に行われるべきですが、農地転用上は特段問題ないものと思
えます。

議 長

特に質問等ないので、質疑を終了し、1件目と2件目の案件について
一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目と2件目の案件については、原案のとおり許可相当と
して県知事に意見を送付いたします。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 宇井です。

本件は、市街化が進んでいる地域内にあり、生活雑排水の水路放流について
も土地改良区から同意を得ているなど、問題はありません。

議 長	説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。
1 1 番	11番小野です。転用されず所有権が変わったままでいいのですか。
事務局	この件につきましては、県農業事務所へも相談しました。本来なら所有権を元に戻し転用許可の取り消しを受けるべきものですが、土地代金の支払いも済んでおり、今から返されても元の所有者も困ってしまうこと、第3種農地であり、新たに転用申請がされることで現在の宙ぶらりんの状態が解消されるとの話をいただきました。
1 1 番	もう一つ、移転補償費で買った土地を他人に貸すということで、転用で住宅地の残りを資材置場等で他人へ貸すことはいいのですか。
事務局	住宅分は許可基準の面積に収まっています。第3種農地であるため、転用申請上は問題ありません。
1 1 番	通常なら道路側を住宅地とするのが好ましいのではないですか。
事務局	残地を農地として使うのであればそのとおりですが、残地について、役員を務める会社の駐車場と資材置場としての必要性があり、個人で一体的に整備したいと今回の配置になったものです。
1 1 番	分筆はしなくていいのですか。
事務局	同一の所有者であるため分筆は行わないようです。課税上は区分されると思います。
1 1 番	もう一つ、宙ぶらりんの期間はどのくらいあったのですか。前回の許可があつてからの。なぜやれなかったのか。今回の話はいつ決まったのか教えてください。
事務局	平成28年3月15日に許可が出ています。5年くらい前です。水産加工を行っている会社ですが、売電価格の低下や国の政策転換から本体事業への影響を懸念し断念したとのことでした。

1 1 番	本来は断念した時に取り消しされるべきと思うが、宙ぶらりんになったのは誰が悪いのですか。会社が悪いのですか。
事務局	故意ではないかと思えます。指導はしていきます。悪意はないものと考えます。
議 長	ほかに質疑はありますか。ないようですので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数) 賛成多数よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 番	1番 宇井です。 本件は、原則として許可が見込まれる第3種農地内であり、資材置場、駐車場の貸し出し先も決まっており、問題はありません。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。
7 番	7番 佐久間です。住宅は排水先があって、道路に近い資材置場は敷地内浸透でいいのですか。
事務局	住宅につきましては、雑排水がありますので、浄化槽を経由した上で資材置場を通過して道路を横断して排水路に接続します。資材置場は雨水のみで生活排水など汚水はありませんので基本は場内で浸透されます。周辺地に影響しないよう確約をいただいていますので、問題ないと思われます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。それでは、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数) 賛成多数よって、4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 日程第4 議案第3号 令和3年度 第2次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。
令和3年5月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定2件、中間管理機構設定3件、再設定が5件の合計10件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定で、期間は10年間です。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、木戸字二十六割の畑、3,568㎡です。

新規設定2件目は、新井字馬場台の畑、561㎡です。

続いて中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受け転貸を行う者、転貸を受ける者は資料に記載のとおりです。

なお、いずれも賃借権の設定で、期間は10年間です。

利用権を設定する農地ですが、

中間管理機構設定1件目は、於幾字西田、字南前、字榎町、坂田字寺前、字道龍の田、9筆、計4,971㎡です。

中間管理機構設定2件目は、木戸字四割の畑、2筆、計2,675㎡です。

中間管理機構設定3件目は、木戸字四割の畑、2,791㎡です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、宮川字本田、字小屋前の畑、3筆、計2,117㎡です。賃借権の設定で、期間は10年間です。

再設定2件目は、鳥喰下字東表の田、2筆、計3,875㎡です。賃借権の設定で、期間は6年間です。

再設定3件目は、屋形字三十野、字中田の田、6筆、計8,563㎡です。賃借権の設定で、期間は6年間です。

再設定4件目は、台字寺馬場の畑、404㎡です。使用賃借権の設定で、期間は6年間です。

再設定5件目は、谷中字堀之内、字高田の田及び畑、5筆、計5,399㎡です。賃借権の設定で、期間は10年間です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、中間管理機構設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、中間管理機構設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定しました。

日程第5 議案第4号 横芝光町農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に

に向けた活動計画(案)について 上程します。

事務局に、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案第4号 横芝光町農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

横芝光町農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について本会の議決を求める。

令和3年5月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

農業委員会の事務事業については、農業委員会等に関する法律に基づき、公表を行うこととなっており、定められた様式に記載したものを案としてまとめています。

なお、公表は、町のホームページで行うこととしています。

次のページをご覧ください。

昨年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)になります。「Ⅰ 農業委員会の状況」は、昨年度の計画に記載したものと同一数値になります。

次のページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、認定農業者や集落営農などの担い手に対する年度当初の集積面積は831.4ヘクタール、実績は882.8ヘクタール、40ヘクタール増やすという目標を達成しましたが、新型コロナウイルス対策関連事業として実施された「高収益作物次期作支援交付金」受給のための賃貸借手続きが多くあったことによるものです。

「3 目標の達成に向けた活動」の実績では、農業委員と農地利用最適化推進委員が個別訪問を行い、パンフレットを活用して農地の有効利用の推進を図ったことを、また、「4 目標及び活動に対する評価」の評価では、話し合いを通じた地域ぐるみの取り組みを推進する必要があることを、実態を踏まえて記載をしました。

次のページをご覧ください。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、令和2年度は経営体の参入実績がありませんでした。「4 目標及び活動に対する評価」では、引き続き新規参入や新規就農者の支援活動を行っていく必要があるとしました。

次のページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」では、遊休農地の解消目標4ヘクタールに対して、解消実績は1.4ヘクタールに留まり、目標には達しませんでした。

次のページをご覧ください。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」では、農地復元の困難さから、すぐには違反が解消できない状況にありますが、違反を防止するうえで随時の農地パトロールなどの活動が有効であることしました。

次のページをご覧ください。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」では、事務処理の実施状況と実施件数をそれぞれ記載してあります。

1枚めくっていただき、「Ⅷ 事務の実施状況の報告」ですが、令和2年度から総会議事録を町ホームページで公表を始めました。また、活動計画の点検・評価につきましても同様に町ホームページで公表をしています。

次のページをご覧ください。

本年度の目標と活動計画(案)となります。「Ⅰ 農業委員会の状況」は、統計データなどから引用し記載しています。

次のページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」では集積目標面積を920ヘクタール、うち新規集積面積を40ヘクタールと設定し、「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」では、参入目標を1経営体と設定しました。

次のページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置」では、解消面積の目標を4ヘクタールと設定しました。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」から「Ⅴ 違反転用への適正な対応」まで、課題と活動計画は前年度と同様の記載となりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、引き続き委員の皆さまと共に、取り組みを進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、議案第4号には補足説明を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長 ただ今、議案第4号の朗読と説明が終わりました。

これより、議案第4号について質疑を許します。

6番 6番佐久間です。違反転用にはどのようなペナルティーがありますか。

事務局	<p>まずは違反解消のために是正指導や是正勧告を行います。従わない場合は県の勧告、原状回復命令もあります。刑事告発された例もあります。</p>
議長	<p>他に質疑ありますか。</p>
7番	<p>7番佐久間です。新規参入へのPRなどはどのようにしていますか。ホームページの活用なども考えられませんか。</p>
事務局	<p>新型コロナウイルスの影響もありPRなど進んでいない状況にあります。新規就農については、産業課が窓口となり、新規参入(企業)については、企業誘致と絡めて行っています。委員の皆様にも問い合わせ等ありましたら、農業委員会や産業課へ相談するようにお伝え願います。実際には町への問い合わせなども少ない状況ですが、ホームページの活用についても産業課と連携しながら進めていきます。</p> <p>地方創生事業の移住定住施策や農家の空き家対策などの活用、他部署とも連携をとりながら可能なことから進めていきたいと考えています。</p>
議長	<p>他にございますか。それでは、これにて質疑を終了し、議案第4号について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和3年5月(第2回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>